

千葉県警察職員の職務執行に伴う災害見舞金の支給に関する訓令

昭和48年4月1日

本部訓令第4号

〔沿革〕 昭和52年6月本部訓令第17号
平成6年3月本部訓令第2号
平成28年4月本部訓令第6号

昭和62年3月本部訓令第5号
平成6年12月本部訓令第13号

千葉県警察職員の職務執行に伴う災害見舞金の支給に関する訓令を次のように定める。
千葉県警察職員の職務執行に伴う災害見舞金の支給に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察職員(以下「職員」という。)が、職務執行に際して負傷または疾病等の災害を受けた場合における公務災害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第2条 見舞金は、職員が前条に定める公務災害を受けた場合に、当該災害の程度に応じ、別表に定める金額の範囲内で支給するものとする。

(見舞金の申請)

第3条 所属長は、前条の規定に基づく見舞金の支給事案が生じたときは、警察本部長(以下「本部長」という。)に災害見舞金支給申請書(別記様式第1)により見舞金支給の申請をすることができる。

2 見舞金の申請期間は、原則として、支給事案の発生日から6か月以内とする。

(給付額の決定および交付)

第4条 本部長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、給付額を決定して災害見舞金支給決定通知書(別記様式第2)に見舞金を添え、所属長を通じて当該職員に支給するものとする。

(事務処理)

第5条 この訓令に関する事務は、警務部監察官室において処理する。

(経過措置)

改正後の第3条及び別表の規定は、この訓令の施行の日以降に申請のあった支給事案から適用し、同日前に申請のあった支給事案については、なお従前の例による。

別表(第2条)

公務災害見舞金支給基準表

療養期間	金額
2週間未満	3,000円
2週間以上3か月未満	5,000円
3か月以上	10,000円

以下別記様式省略